

〔No. 3〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 鉄骨造、延べ面積300m²、平家建ての建築物を建築する建築主が都道府県である場合、当該工事に着手する前に、その計画を指定確認検査機関に通知することができる。
2. 都市計画法第29条第1項の規定による許可が必要である高さ 3 mの擁壁を築造する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて 指定する区域内のいずれにも該当しない区域及び地区において、木造、延べ面積100m²、地上 2 階建ての一戸建て住宅を建築する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 都市計画区域内で、建築物の容積率の最低限度が定められている区域内における確認済証の交付を受けた建築物について、床面積の合計が減少する場合における床面積の変更がある場合は、あらためて確認済証の交付を受けなければならない。